

東村山市保育料等審議会委員名簿（敬称略）

区 分	所 属	委員氏名	備 考
学識経験者		よねはら かついち 米 原 勝 一	会長
私立幼稚園連絡協議会	私立幼稚園協議会副会長	こ じま きよし 小 島 聖	会長の職務代理
歯科医師会	東村山市歯科医師会長	からみ かずお 唐 見 和 男	
民生委員代表	民生委員代表	たんだい さとる 丹 代 了	
保育所保護者連合会	保育所保護者連合会代表	くき た みのる 久木田 稔	
学童保育連絡協議会	学童保育連絡協議会代表	ひろまち たかゆき 廣 町 貴 之	
一般公募		ふちわき としひさ 淵 脇 稔 尚	

東村山市保育料等審議会

平成22年5月13日

次 第

1. 委嘱状の交付
2. 市長あいさつ
3. 委員の自己紹介
4. 事務局の紹介
5. 審議会会長の選出
6. 会長あいさつ
7. 会長の職務代理選出
8. 諮問書の授受
9. 議題
 - 1) 傍聴、資料配布の可否
 - 2) 保育料の経過説明・質疑応答
 - 3) 児童クラブ費について
 - 4) 次回の審議会
 - 5) その他

東村山市保育料等審議会条例

平成14年3月28日

条例第7号

(設置)

第1条 保育料等の適正化を図るため、東村山市保育料等審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、保育料及び児童クラブ費の適正な額等について審議し、答申する。

(構成)

第3条 審議会は、市民及び学識経験者等の中から市長が委嘱する7人以内の委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、会長が務める。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、子ども家庭部において処理する。

一部改正〔平成20年条例25号〕

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月26日条例第25号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

東村山市保育料等審議会の傍聴についての定め

(目的)

第1 この定めは、東村山市保育料等審議会の傍聴に関し必要な事項を以下のとおり定める。

(傍聴人の定員)

第2 傍聴人の定員は10名とする。

2 会長は会議の開催場所の規模等により傍聴人の定員を制限することが出来る。

3 傍聴希望者が前項の定員を超えるときは先着順とする。

(傍聴人の受付)

第3 会議を傍聴しようとする者は、傍聴申出書に自己の氏名・住所を記入しなくてはならない。

2 傍聴の受付は開催日の会議開始の15分前から会議室入口にいて受付を行う。

3 傍聴希望者が定員を超える場合は先着順とする。

(傍聴することができない者)

第4 危険物を所持している者、酒気を帯びている者、その他会長が会議の運営上支障があると認める者は、傍聴を許可しない。

(傍聴人の遵守事項)

第5 傍聴人は指定された席に着席し、次の事項を守らなければならない。

(1) 傍聴人は会議中発言をすることができない。

(2) 傍聴人は静粛し会議における言動に対して拍手その他の方法で、賛否の意思表示をしない。

(3) 飲食、喫煙、携帯電話、写真撮影、録音はしてはならない。

(4) 審議会の妨害や、みだりに出入りをしてはならない。

(5) 傍聴人は、会長または事務局の指示に従わなくてはならない。

(6) 傍聴人は、この審議会で聴取した内容を特定の氏

名等をあげて誹謗中傷してはならない。

(傍聴人への配布資料、回収)

第6 傍聴人には、会議次第又は議題を記載した資料、その他会長が必要と認めた資料を配布する。ただし、会長が必要と認めたときは、配布した資料の回収をすることができる。

(傍聴人の退場)

第7 会長は、傍聴人が第5の規定に反する行為を行ない、制止に従わない場合は、退場を命じることが出来る。2 審議内容の全部または一部の傍聴について、会長は委員にはかり、その過半数が傍聴を認めないと認めたときは、傍聴人は退場しなくてはならない。

(その他)

第8 ここに定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は会長が定める。

第9 この定めは、平成22年度以後に開催する審議会から適用する。

保 育 園 資 料

資料1

平成19年10月30日

東村山市長

渡部 尚 殿

東村山市保育料等審議会

会長 加藤 謙

保育料等について（答申）

平成19年10月11日付、19東保児発第149号をもって当審議会に対して諮問のあったことについて、別紙のとおり答申いたします。

1 はじめに

本審議会は、平成19年10月11日、東村山市長から「認可保育園保育料等の改定について」の諮問を受けた。

そこで本審議会は、本市の保育料等の検討に必要な諸事項について理解を深めるとともに、利用者の立場、市民生活の実態等をも十分考慮しながら、可能な限り調査・検討を加え結論を得たのでここに答申するものである。

2 審議経過

第1回 平成19年10月11日 (1) 認可保育園保育料等の改定について(諮問)
(2) 保育料等見直しの関係資料についての説明聴取及び審議

第2回 平成19年10月30日 (1) 保育料等見直し審議
(2) 認可保育園保育料等の改定について答申(案)の取りまとめについて

3 保育料の基本的な考え方

保育料の法的根拠等について、以下に述べる。保育料は児童福祉法第56条で「本人又はその扶養義務者から、都道府県知事の認定するその負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。」と規定されている。

保育料は地方公共団体が徴収する公法的性質の収入金の一種であり、公の施設の利用に対しての反対給付として、利用者としてその利益を受ける者から徴収するもので、一種の受益者負担と考えられている。

東村山市の保育料は国の保育所運営費を基準として決められる国庫・都費負担金の算定を基にしている。保育所運営費は保育の実施に伴い、最低基準を維持するための費用とされ、事業費、人件費、管理費の範囲の経費とし、地域別、定員別、年齢別等事項を取り入れ、一人当たりの保育単価が導かれる。従って、保育単価とは、児童一人当たりを受け入れるのに必要最低限かかる経費としている。(基本的には月額算定)

4 保育料の改定について

前述の考え方にたち、現行保育料について検討した結果、以下に述べるような理由で改正の必要性を認めるものである。

平成18年12月21日付厚生労働省の事務連絡により、定率減税縮減に伴い平成19年度保育所運営費国庫負担金における保育所徴収金基準額表の所得基準額が改正され、東村山市の階層区分も定率減税縮減に対応した改正とすることは、経済情勢等を鑑み適切であると考えるものである。

また文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室による「認定こども園」が開所になり、新たな制度改正が行われ、幼稚園、認定こども園に入園している児童も保育料算定対象人数に含められ、この国の制度改正にあわせ東村山市も幼稚園や認定こども園を利用している児童を保育料算定対象人数に含め、2人目以降の保育料の軽減を適用することも適切であると考えるものである。

5 改定実施時期について

本答申による改定については、年度初めに実施することが適当である。

6 保育料改定に対する審議（意見）経過について

本答申の保育料等の改定については、改定後5年を経過しており、異論のないところであった。

(1) 利用者の負担については、現下の厳しい社会経済情勢を鑑み、賦課すべきところ、そうでないところを見極め見直す必要がある。

(2) 利用者個人の所得税額が定率減税の廃止に伴い増加することに対して、早期に対応し改正することは、利用者感情を十分配慮するもので適切である。

なお、児童の属する世帯が母子世帯等または在宅障害児のいる世帯を除いた、市民税非課税世帯（所得税の課税・非課税）から保育料を賦課することについては、以下のとおりの意見があった。

(1) 受益者負担の原則にたち所得税課税世帯には、保育園運営に係る費用の一部を利用者に負担してもらうことは必要と考える。

(2) 所得税非課税世帯に保育料を賦課することについては、保育料負担が可能かどうかを十分考慮し見直す必要がある。

なお保育料については、認可保育園以外に預ける保護者負担との関係も考慮し、総合的に検討すべきとの意見があった。

7 おわりに

保育料は、市民の立場に立ち充分慎重に考えながらも、基本的には社会経済情勢に応じ、たえずその適正なあり方について検討改善することが求められている。

本答申にあたっては、保育料の主旨を十分に踏まえ、利用者等の立場等をも考えながら委員全員により集約したものである。

保育料等の見直しについては、今後においても諸要素の変化を見ながら、定期的に見直しを行い、適正な運営を図っていくべきである。

本答申による改定後の影響等については、平成20年度以降の保育料等審議会にて検証したい。

また児童の属する世帯が母子世帯等または在宅障害児のいる世帯を除いた、市民税非課税世帯（所得税の課税・非課税）から保育料を賦課することについて検討する場合は、平成20年度以降の保育料等審議会にて協議検討を図っていく。

保 育 料 等 審 議 会

認 可 保 育 園 説 明

平成22年 5月13日
東 村 山 市
子 ども 家 庭 部
子 ども 育 成 課

【保育所とは】

保育所は戦前、後の混乱と疲弊の中で急増した生活困窮者に対する公的扶助を目的として制定された旧生活保護法の中で、保護施設の1つとしての「託児所事業」が児童福祉法の制定に伴い、保育所へと位置づけられ、移行していったものです。このことから従前の託児所とは異なり、低所得者の保護者の救済施設ということではなく、保護者が就労、病気等により家庭において十分保育することができない、保育に欠ける児童を、家庭の保護者にかわって保育することを目的とする児童福祉施設となりました。保育所は入所児童の福祉を確実に保証できるよう、児童福祉法に基づき、児童福祉施設最低基準に定める設備と運営の基準に適合していなければなりません。

【東村山市の保育所】

東村山市には上記基準を満たしている認可保育所が公立8園、私立8園の計16園あります。

公 立	私 立
市立第一保育園	つぼみ保育園
市立第二保育園	久米川保育園
市立第三保育園	花さき保育園
市立第四保育園	東大典保育園
市立第五保育園	ふじみ保育園
市立第六保育園	わくわく保育園
市立第七保育園	りんごっこ保育園
市立第八保育園	つばさ保育園

これらすべての園におきまして、乳児（0歳児）保育事業、延長保育事業、障害児保育事業及び子育て支援をはじめとする異年齢交流など地域活動事業を実施しています。（りんごっこ保育園は、障害児保育事業を未実施。）

【入所児童数の推移】

保育所に入所している児童は市内の保育所だけでなく、市外の保育所に入所している児童もいます（委託児）。また、それとは反対に市外に住所がある児童が市内の保育所に入所している場合もあります（受託児）。受託児の場合、委託先の自治体が運営費等の管理を行いますので、入所児童数には反映しない

ことになっています。

	管内保育所	管外保育所	計
平成16年度	18,498	1,366	19,864
平成17年度	19,112	1,239	20,351
平成18年度	19,603	1,163	20,766
平成19年度	19,651	1,204	20,855
平成20年度	19,632	1,317	20,949
平成21年度	19,855	1,193	21,048

※ 3月末日までの人数。(単位(人)、延べ人数。)

この表から管内の保育所においては増改築、新設園の開所等により受入児童数の増を図っていること、また待機児の問題が当市だけの問題ではなく、他市においても問題となり、管外保育所で受け入れてくれるケースが減少していることがわかります。

【保育所運営経費】

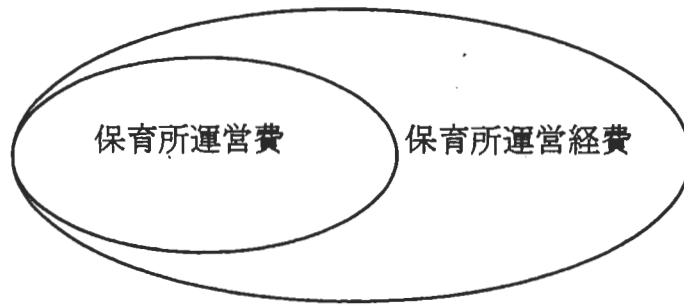
保育所を運営していく事業のすべてを指して保育所運営経費といいますが、歳出額(市負担及び市肩代わり保育料を含む)は、

平成17年度 3,054,002千円
平成18年度 3,069,332千円
平成19年度 3,109,270千円
平成20年度 3,146,197千円 となります。

これに対して歳入額(国庫負担、都負担、保護者負担保育料)は、

平成17年度 810,138千円
平成18年度 822,601千円
平成19年度 873,259千円
平成20年度 820,903千円 となります。

歳入部分には国・都からの負担金、補助金が含まれていますが、これらは運営経費全体を対象としているのではなく、その中の一部である運営費を対象としています。



【東村山市の保育料】

東村山市の保育料はこの保育所運営費を基準として決められる国庫・都費負担金の算定を基にしています。保育所運営費は保育の実施に伴い、最低基準を維持するための費用とされ、事業費、人件費、管理費の範囲の経費をいいます。これを地域別、定員別、年齢別等事項を取り入れ、一人当たりの保育単価が導かれます。従って、保育単価とは、児童一人当たりを受け入れるのに必要最低限かかる経費とされます（基本的には月額算定）。そして保育単価に受入児童数を乗じたものを支弁額とといいます。

これに対して預ける側の費用負担がありますが、国は徴収金基準額を設けています。これは入所児童の属する世帯の所得税額等により7つの階層及び3歳未満・以上児に分け、その額を定めているものです。自治体はこの徴収金基準額の範囲内で保育料を設定することができます。

国・都の負担金は保育単価から徴収金基準額を差し引いた部分を対象としています。これは自治体が保護者から保育料を徴収しているのだから、またその額については徴収金基準額という形で定めているのだから、その額は含めないということです。そして差し引いた部分の残りの1/2を国が、1/4づつを都と市が負担することとなっています。

支弁額			
徴収金	国負担	都負担	市負担

当市の保育料はこの徴収金部分を対象としています。先に触れましたが徴収金基準額の範囲内であれば、自由に保育料は設定出来ますので、その額の100%を課すことを理想としますが、現実では難しい問題です。そこでこの徴収金に占める保護者負担金の割合が50%の水準にあること（すなわち徴収金から保護者負担金を差し引いた金額は市が負担する形になりますので、

公平という概念を保つ上で、最低でも市と保護者の負担割合が50：50にあること)を目途とし、保育料を定めています。

平成20年4月の保育料改定は、平成18年12月21日付厚生労働省の通知により、平成19年度保育所運営費国庫負担金における保育所徴収基準額表の所得基準額の変更とともに、平成19年度より新たに同一世帯から保育所の他に幼稚園や認定こども園を利用している児童も保育料算定対象人数に含め、2人目以降の保育料の軽減を考慮し、①市階層区分の見直し並びに、②保育料の多子軽減 を実施いたしました。(保育料算定基準の見直し(B階層への保育料賦課)については、継続審議となっています。)

○東村山市保育料徴収条例

平成13年9月28日
条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第56条第3項の規定に基づく保育の実施に要する費用の徴収に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(保育料)

第2条 市長は、法第24条第1項及び東村山市保育の実施に関する条例(昭和62年東村山市条例第7号)の規定に基づき保育を実施したときは、扶養義務者からその負担能力に応じて法第51条第4号に規定する保育費用(以下「保育料」という。)を徴収するものとする。

2 保育料の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(保育料の通知)

第3条 市長は、保育料の額を決定したとき、又はその額を変更したときは、扶養義務者に通知しなければならない。

(保育料の納付)

第4条 扶養義務者は、指定された期限までに保育料を納付しなければならない。

(保育料の減免)

第5条 市長は、特に必要があると認めるときは、別表第2に定める基準により保育料を減免することができる。

(督促及び滞納処分)

第6条 市長は、納期限までに保育料を納付しない扶養義務者があるときは、期限を指定して督促状により督促しなければならない。

2 前項の督促状には、督促状を発した日から起算して10日を経過した日を納付すべき期限として指定する。

3 市長は、第1項の規定による督促を受けた者が、前項の期限までに当該督促に係る保育料を完納しないときは、法第56条第10項の規定に基づき地方税の滞納処分の例により処分することができる。

4 前項の規定に基づく滞納処分の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成17年条例10号・21年26号〕

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成14年1月1日から平成14年3月31日までの間における保育料については、別表第1の規定にかかわらず、附則別表によるものとする。

3 前項の規定に基づく保育料については、別表第1備考の規定を準用する。

附則別表

保育料徴収金基準額表

各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)						単位・円	
		第1子に適用する基準額		第2子に適用する基準額		第3子以降に適用する基準額			
階層区分	定義及び条件	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児		
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0	0	0	0	0		0
B	A階層及びD階層を除き、前年度分の区市町村	0	0	0	0	0	0		0
C1	均等割のみの課税	2,900	2,100	1,450	1,050	700	500		

	民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	世帯(所得割非課税世帯)						
C2		所得割の額が5,000円未満の世帯	3,750	2,850	1,850	1,400	900	700
C3		所得割の額が5,000円以上の世帯	4,950	3,950	2,450	1,950	1,200	950
D1	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	3,000円未満の世帯	7,900	5,850	3,950	2,900	1,950	1,450
D2		3,000円以上15,000円未満	9,500	6,950	4,750	3,450	2,350	1,700
D3		15,000円以上30,000円未満	11,950	8,150	5,950	4,050	2,950	2,000
D4		30,000円以上60,000円未満	14,350	9,250	7,150	4,600	3,550	2,300
D5		60,000円以上90,000円未満	17,250	10,800	8,600	5,400	4,300	2,700
D6		90,000円以上120,000円未満	20,850	11,900	10,400	5,950	5,200	2,950
D7		120,000円以上150,000円未満	24,250	13,400	12,100	6,700	6,050	3,350
D8		150,000円以上180,000円未満	27,550	14,400	13,750	7,200	6,850	3,600
D9		180,000円以上210,000円未満	30,150	15,550	15,050	7,750	7,500	3,850
D10		210,000円以上240,000円未満	33,400	16,450	16,700	8,200	8,350	4,100
D11		240,000円以上270,000円未満	35,700	17,900	17,850	8,950	8,900	4,450
D12		270,000円以上300,000円未満	37,800	19,000	18,900	9,500	9,450	4,750
D13		300,000円以上350,000円未満	40,050	19,700	20,000	9,850	10,000	4,900
D14		350,000円以上400,000円	41,750	20,450	20,850	10,200	10,400	5,100

		未満						
D15		400,000円 以上 500,000円 未満	43,750	21,600	21,850	10,800	10,900	5,400
D16		500,000円 以上 600,000円 未満	45,400	22,550	22,700	11,250	11,350	5,600
D17		600,000円 以上 700,000円 未満	45,700	22,550	22,850	11,400	11,250	5,600
D18		700,000円 以上	45,900	22,550	22,950	11,250	11,450	5,600

附 則(平成17年3月29日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中東村山市保育料徴収条例第6条第3項の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月27日条例第26号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の保育に係る保育料について、適用する。

附 則(平成21年6月22日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条)

保育所徴収金基準額表

各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)					
階層区分	定義及び条件	第1子に適用する基準額		第2子に適用する基準額		第3子以降に適用する基準額	
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0	0	0	0	0
B	A階層及びD階層を除き、前年度分の区市町村住民税の額が次の区分に該当する世帯	0	0	0	0	0	0
C1	均等割のみの課税世帯(所得割非課税世帯)	3,500	2,500	1,750	1,250	850	600
C2	所得割の額が5,000円未満の世帯	4,500	3,400	2,250	1,700	1,100	850
C3	所得割の額が5,000円以上の世帯	5,700	4,500	2,850	2,250	1,400	1,100
D1	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であってその所	8,900	6,500	4,450	3,250	2,200	1,600
D2	3,000円以上26,000円未満の世帯	10,500	7,600	5,250	3,800	2,600	1,900

D3	得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	26,000円以上 49,000円未満の世帯	13,200	8,900	6,600	4,450	3,300	2,200
D4		49,000円以上 72,000円未満の世帯	15,600	10,000	7,800	5,000	3,900	2,500
D5		72,000円以上 99,000円未満の世帯	18,500	11,700	9,250	5,850	4,600	2,900
D6		99,000円以上 126,000円未満の世帯	22,600	12,800	11,300	6,400	5,650	3,200
D7		126,000円以上 153,000円未満の世帯	26,000	14,400	13,000	7,200	6,500	3,600
D8		153,000円以上 180,000円未満の世帯	29,300	15,500	14,650	7,750	7,300	3,850
D9		180,000円以上 215,000円未満の世帯	31,900	16,700	15,950	8,350	7,950	4,150
D10		215,000円以上 250,000円未満の世帯	35,400	17,700	17,700	8,850	8,850	4,400
D11		250,000円以上 285,000円未満の世帯	37,700	19,400	18,850	9,700	9,400	4,850
D12		285,000円以上 343,000円未満の世帯	39,800	20,500	19,900	10,250	9,950	5,100
D13		343,000円以上 401,000円未満の世帯	42,300	21,200	21,150	10,600	10,550	5,300
D14		401,000円以上 459,000円未満の世帯	44,000	22,000	22,000	11,000	11,000	5,500
D15		459,000円以上 539,000円	46,000	23,200	23,000	11,600	11,500	5,800

		未満の世帯						
D16		539,000円以上 619,000円未満の世帯	47,900	24,200	23,950	12,100	11,950	6,050
D17		619,000円以上 700,000円未満の世帯	48,200	24,200	24,100	12,100	12,050	6,050
D18		700,000円以上の世帯	48,400	24,200	24,200	12,100	12,100	6,050

備考

- この表の階層区分の認定にあたっては、入所児童と同一の世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(民法(明治31年法律第9号)第877条に規定する直系血族等であって、家計の主宰者である場合に限る。)の全ての者の課税額の合計について行う。
- この表のC1階層における「均等割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、C2及びC3階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び附則第5条第3項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。なお、この所得割について、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額から控除して得た額を所得割の額とする。
- この表のD階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)及び経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。
 - 所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
 - 租税特別措置法第41条第1項及び第2項並びに第41条の2
- この表において「3歳未満児」とは、保育が実施された日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。
- この表の徴収金基準額(月額)の欄の適用区分については、保育所、幼稚園及び認定こども園に入所している児童の数によるものとする。この場合において、「第1子」とは、最も徴収金基準額が高い児童(最も徴収金基準額が高い児童が2人以上いる場合は、そのうち1人とする。)を、「第2子」とは、第1子以外の児童のうち、最も徴収金基準額が高い児童(当該児童が2人以上いる場合は、そのうち1人とする。)を、「第3子以降」とは、第1子及び第2子以外の児童をいう。

一部改正〔平成17年条例10号・19年26号〕

別表第2(第5条)

保育料徴収金減額基準表

階層区分	条件		適用される額
C階層及びD階層	1	月の途中で生活保護法による保護の適用を受けたとき。	A階層に適用する基準額(当月のみ)
	2	その世帯の収入額が生活保護法による基準に満たないとき。	B階層に適用する基準額
	3	地方税法第295条又は第323条の規定に	

		より、今年度分の区市町村民税を非課税又は免除されたとき。	
	4	地方税法第15条又は課税団体の条例において前年度分又は今年度分の区市町村民税の徴収を猶予され、又は納期を延期されたときは、その事情の止むまで。	C1階層については、B階層に適用する基準額 C2階層又はC3階層については、C1階層に適用する基準額 D階層については、3階層低位に適用する基準額
	5	地方税法第323条の規定により前年度分の区市町村民税が均等割以下に減額されたとき。	C1階層に適用する基準額
	6	今年度分の区市町村民税が均等割以下に課税されたとき、又は減額されたとき。	
C階層	7	その年に前年の所得額の10分の1を超える災害又は盗難若しくは横領による損失(損害保険等受領額を控除する。)を生じたとき(損失額の認定及び災害の範囲は、所得税法の例による。)	C1階層に適用する基準額 C1階層については、B階層に適用する基準額
	8	その年に前年の所得額の100分の5又は所得税法に定める最高限度額を超える医療費(保険金等で補てんされる金額を控除する。)を支出したとき(医療費の認定及び範囲は、所得税法の例による。)	
	9	その年に稼働能力のない世帯員が増加したとき又はその年の主たる稼働者が失業したとき。	
D階層	10	その年に前年の所得額の10分の1を超える災害又は盗難若しくは横領による損失(損害保険等受領額を控除する。)を生じたとき(損失額の認定及び災害の範囲は、所得税法の例による。)	前年分所得税額を右の算式のとおり仮定し、仮定した前年分所得税額に対応する階層に適用される基準額 仮定前年分所得税額 = 前年分所得税額 - (損失金額 - 損害保険等受領額 - 前年の所得額の10分の1) × 0.27 ただし、仮定前年分所得税額が0円以下のときはC1階層に適用する基準額
	11	その年に前年の所得額の100分の5又は所得税法に定める最高限度額を超える医療費(保険金等で補てんされる金額を控除する。)を支出したとき(医療費の認定及び範囲は、所得税法の例による。)	仮定前年分所得税額 = 前年分所得税額 - (支払った医療費 - 保険金等で補てんされる金額 - 前年の所得額の100分の5(当該金額が所得税法に定める最高限度額を超える場合には、そ

		による。)		の最高限度額) × 0.27 ただし書同上欄と同じ。
	12	その年に稼働能力のない世帯員が増加したとき。		仮定前年分所得税額 = 前年分所得税額 - (扶養控除額等 × 対象人員) × 0.27 ただし書同上欄と同じ。
	13	その年の主たる稼働者が失業したとき。		仮定前年分所得税額 = 前年分所得税額 - その者の前年分所得税額 + 退職所得にかかる所得税額 ただし書同上欄と同じ。
C階層及びD階層	14	その世帯の前3月平均の平均収入月額(賞与を除く。)が前年の平均収入月額(賞与を除く。)より一割以上低額と認められるとき。	1階層低位に適用する基準額。ただし、1階層低位に適用してもなお減額されない場合は、最初に減額されるまで順次低位に適用する基準額とする(適用期間は、3月を限度とする。)	
	15	前各事項のいずれにもより難しいもので市長が特に調査のうえ、必要と認めるとき。	2階層低位に適用する基準額の範囲内で認定した額。ただし、2階層低位に適用してもなお減額されない場合は、最初に減額されるまで順次低位に適用する基準額とする。	

別表第1(第2条)

保育料徴収金基準額表

初日在籍入所児童の属する世帯の階層区分			市の徴収金基準額 (児童単位)						
階層区分	定義及び条件		第1子に適用する基準額		第2子に適用する基準額		第3子以降に適用する基準額		
			3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)		0	0	0	0	0	0	
B1階層	ひとり親世帯等で前年分の市町村民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0	
B2階層	ひとり親世帯等を除き前年分の市町村民税非課税世帯		1,500	1,000	750	500	375	250	
C階層	前年分 所得税 非課税 世帯	第1階層	前年度分市町村民税のうち均等割のみの課税世帯	3,500	2,500	1,750	1,250	850	600
		第2階層	前年分市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満の世帯	4,500	3,400	2,250	1,700	1,100	850
		第3階層	前年分市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上の世帯	5,700	4,500	2,850	2,250	1,400	1,100
D階層	前年分 所得税 課税 世帯	第1階層	前年分所得税額が3,000円未満の世帯	8,900	6,500	4,450	3,250	2,200	1,600
		第2階層	3,000円以上15,000円未満	10,500	7,600	5,250	3,800	2,600	1,900
		第3階層	15,000円以上30,000円未満	13,200	8,900	6,600	4,450	3,300	2,200
		第4階層	30,000円以上60,000円未満	15,600	10,000	7,800	5,000	3,900	2,500
		第5階層	60,000円以上90,000円未満	18,500	11,700	9,250	5,850	4,600	2,900
		第6階層	90,000円以上120,000円未満	22,600	12,800	11,300	6,400	5,650	3,200
		第7階層	120,000円以上150,000円未満	26,000	14,400	13,000	7,200	6,500	3,600
		第8階層	150,000円以上180,000円未満	29,300	15,500	14,650	7,750	7,300	3,850
		第9階層	180,000円以上210,000円未満	31,900	16,700	15,950	8,350	7,950	4,150
		第10階層	210,000円以上240,000円未満	35,400	17,700	17,700	8,850	8,850	4,400
		第11階層	240,000円以上270,000円未満	37,700	19,400	18,850	9,700	9,400	4,850
		第12階層	270,000円以上300,000円未満	39,800	20,500	19,900	10,250	9,950	5,100
		第13階層	300,000円以上350,000円未満	42,300	21,200	21,150	10,600	10,550	5,300
		第14階層	350,000円以上400,000円未満	44,000	22,000	22,000	11,000	11,000	5,500
		第15階層	400,000円以上500,000円未満	46,000	23,200	23,000	11,600	11,500	5,800
		第16階層	500,000円以上600,000円未満	47,900	24,200	23,950	12,100	11,950	6,050
		第17階層	600,000円以上700,000円未満	48,200	24,200	24,100	12,100	12,050	6,050
		第18階層	700,000円以上	48,400	24,200	24,200	12,100	12,100	6,050

備考 第2子に適用する徴収金基準額は、第1子に適用する基準額の50%とする。

また、第3子以降に適用する徴収金基準額は、第1子に適用する基準額の25%とする。

保育料の算定には特別減税額や住宅取得等特別控除額といった一時的な所得税の減税分は反映されません。

新たに同一世帯から保育所の他に幼稚園や認定こども園を利用している児童も保育料算定対象人数に含めて保育料を算定するとする。

保 育 所 運 営 経 費 の 状 況

平成17年度保育所運営経費 総額 1,288,931 千円

国基準による措置費				
国基準による保育料		市負担	都負担	国庫負担
保護者負担保育料	市肩代わり保育料			
312,806 (50.0%)	313,016 (50.0%)	165,777 (1/4)	165,777 (1/4)	331,555 (1/2)
(11.0)	(11.0)	(5.8)	(5.8)	(11.6)

平成18年度保育所運営経費 総額 1,325,847 千円

国基準による措置費				
国基準による保育料		市負担	都負担	国庫負担
保護者負担保育料	市肩代わり保育料			
318,928 (48.7%)	335,353 (51.3%)	167,893 (1/4)	167,891 (1/4)	335,782 (1/2)
(10.4)	(10.9)	(5.5)	(5.5)	(10.9)

平成19年度保育所運営経費 総額 1,337,670 千円

国基準による措置費				
国基準による保育料		市負担	都負担	国庫負担
保護者負担保育料	市肩代わり保育料			
347,203 (54.6%)	289,058 (45.4%)	175,353 (1/4)	175,352 (1/4)	350,704 (1/2)
(10.0)	(8.6)	(5.1)	(5.1)	(10.3)

平成20年度保育所運営経費 総額 1,359,895 千円

国基準による措置費				
国基準による保育料		市負担	都負担	国庫負担
保護者負担保育料	市肩代わり保育料			
287,182 (44.3%)	361,084 (55.7%)	177,908 (1/4)	177,907 (1/4)	355,814 (1/2)
(8.3)	(10.5)	(5.2)	(5.2)	(10.3)

平成21年度保育所運営経費(決算見込) 総額 1,411,135 千円

国基準による措置費				
国基準による保育料		市負担	都負担	国庫負担
保護者負担保育料	市肩代わり保育料			
295,458 (43.5%)	383,757 (56.5%)	182,980 (1/4)	182,980 (1/4)	365,960 (1/2)
(8.5)	(11.0)	(5.2)	(5.2)	(10.5)

就学前児童に占める保育園入所児童割合

(4月1日時点)

年度	区分	年齢					
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
16年度	就学前児童数	1,264	1,273	1,324	1,306	1,340	1,363
	入所児童数	109	206	257	298	325	338
	入所割合	8.6%	16.2%	19.4%	22.8%	24.3%	24.8%
17年度	就学前児童数	1,180	1,252	1,347	1,246	1,307	1,354
	入所児童数	118	214	269	311	343	345
	入所割合	10.0%	17.1%	20.0%	25.0%	26.2%	25.5%
18年度	就学前児童数	1,167	1,211	1,223	1,322	1,247	1,302
	入所児童数	121	219	274	318	355	362
	入所割合	10.4%	18.1%	22.4%	24.1%	28.5%	27.8%
19年度	就学前児童数	1,168	1,168	1,218	1,229	1,331	1,256
	入所児童数	128	226	289	335	370	379
	入所割合	11.0%	19.3%	23.7%	27.3%	27.8%	30.2%
20年度	就学前児童数	1,283	1,233	1,181	1,232	1,237	1,349
	入所児童数	128	232	288	332	359	390
	入所割合	10.0%	18.8%	24.4%	26.9%	29.0%	28.9%

年度	支 弁 額 単位:円	徴 収 金 ① 単位:円	保育料調定額 ② 単位:円	対国徴収金割合 (②/①)
16年度	1,232,114,830	611,260,090	306,301,000	50.1%
17年度	1,288,931,330	625,822,810	312,806,200	50.0%
18年度	1,325,847,370	654,281,780	318,928,700	48.7%
19年度	1,337,670,200	636,261,460	347,203,450	54.6%
20年度	1,359,895,230	648,267,180	286,221,700	44.2%

年度	運 営 経 費 ① 単位:円	入所のべ園児数② 単位:人	1人当たり経費③ (①/②) 単位:円	1人当たり平均保育料 調定額④ 単位:円	割 合 (④/③)
16年度	2,955,648,000	19,864	148,794	15,420	10.4%
17年度	3,054,002,000	20,351	150,066	15,371	10.2%
18年度	3,069,332,000	21,037	145,902	15,160	10.4%
19年度	3,109,270,000	21,176	146,830	16,396	11.2%
20年度	3,146,197,000	21,201	148,399	13,500	9.1%

1 人 当 た り 平 均 保 育 料 調 定 額			
年度	保育料調定額① 単位:円	入所のべ園児数② 単位:人	① / ② 単位:円
16年度	306,301,000	19,864	15,420
17年度	312,806,200	20,351	15,371
18年度	318,928,700	21,037	15,160
19年度	347,203,450	21,176	16,396
20年度	286,221,700	21,201	13,500

(別添)

**平成22年度保育所運営費国庫負担金における
保育所徴収金基準額表(案)**

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)		
階層区分	定 義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円	
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000円	6,000円
第3階層		市町村民税課税世帯	19,500円	16,500円
第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円未満	30,000円	27,000円 (保育単価限度)
第5階層		40,000円以上 103,000円未満	44,500円	41,500円 (保育単価限度)
第6階層		103,000円以上 413,000円未満	61,000円	58,000円 (保育単価限度)
第7階層		413,000円以上 734,000円未満	80,000円 (保育単価限度)	77,000円 (保育単価限度)
第8階層		734,000円以上	104,000円 (保育単価限度)	101,000円 (保育単価限度)

事務連絡
平成21年12月25日

都道府県
各 指定都市 保育所運営費担当者 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
保育課運営費係

平成22年度における保育所運営費国庫負担金の取り扱いについて

標記については、平成22年度予算成立後に行う、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）の一部改正により通知する予定ですが、主な改正点は下記のとおりである。

記

1. 保育所徴収金基準額表

本年11月に実施された行政刷新会議における事業仕分けの評価結果を踏まえ、保育所徴収金基準額表の階層区分に新たに高所得者層の第8階層を創設。（別添参照）

2. 年度途中入所児童の保育単価適用年齢の見直し

運営費を支弁する際の保育単価の適用年齢について、これまで年度途中に入所した児童は、入所した月の初日における年齢の保育単価を適用していたところであるが、クラス編成の実態との整合性を図る観点から、当該年度4月初日時点での年齢による単価を適用することとした。

保育料徴収基準額表細分化

(平成21年4月1日時点)

階層	定義	児童区分	3歳未満児			3歳以上児		
			保育料	児童数	調定額	保育料	児童数	調定額
A	生活保護世帯		0	6	0	0	21	0
B	市民税非課税世帯		0	55	0	0	154	0
C1	市民税均等割世帯	第1子	3,500	1	3,500	2,500	7	17,500
		第2子	1,750	1	1,750	1,250	1	1,250
		第3子	850		0	600		0
C2	5,000円未満	第1子	4,500	1	4,500	3,400	9	30,600
		第2子	2,250	1	2,250	1,700		0
		第3子	1,100		0	850		0
C3	5,000円以上	第1子	5,700	24	136,800	4,500	28	126,000
		第2子	2,850	7	19,950	2,250	8	18,000
		第3子	1,400		0	1,100		0
D1	所得税3,000円未満	第1子	8,900	2	17,800	6,500	4	26,000
		第2子	4,450	2	8,900	3,250		0
		第3子	2,200	1	2,200	1,600		0
D2	3,000円～26,000円未満	第1子	10,500	25	262,500	7,600	55	418,000
		第2子	5,250	15	78,750	3,800	4	15,200
		第3子	2,600	3	7,800	1,900		0
D3	26,000円～49,000円未満	第1子	13,200	37	488,400	8,900	73	649,700
		第2子	6,600	18	118,800	4,450	7	31,150
		第3子	3,300		0	2,200		0
D4	49,000円～72,000円未満	第1子	15,600	30	468,000	10,000	73	730,000
		第2子	7,800	20	156,000	5,000	7	35,000
		第3子	3,900	1	3,900	2,500		0
D5	72,000円～99,000円未満	第1子	18,500	58	1,073,000	11,700	105	1,228,500
		第2子	9,250	32	296,000	5,850	4	23,400
		第3子	4,600	2	9,200	2,900		0
D6	99,000円～126,000円未満	第1子	22,600	40	904,000	12,800	69	883,200
		第2子	11,300	18	203,400	6,400	7	44,800
		第3子	5,650	1	5,650	3,200	1	3,200
D7	126,000円～153,000円未満	第1子	26,000	30	780,000	14,400	61	878,400
		第2子	13,000	16	208,000	7,200	5	36,000
		第3子	6,500	1	6,500	3,600		0
D8	153,000円～180,000円未満	第1子	29,300	22	644,600	15,500	42	651,000
		第2子	14,650	14	205,100	7,750	4	31,000
		第3子	7,300	1	7,300	3,850	1	3,850
D9	180,000円～215,000円未満	第1子	31,900	21	669,900	16,700	53	885,100
		第2子	15,950	16	255,200	8,350	2	16,700
		第3子	7,950	1	7,950	4,150		0

階層	定義	児童区分	3歳未満児			3歳以上児		
			保育料	児童数	調定額	保育料	児童数	調定額
D10	215,000円～ 250,000円未満	第1子	35,400	24	849,600	17,700	37	654,900
		第2子	17,700	9	159,300	8,850	2	17,700
		第3子	8,850		0	4,400		0
D11	250,000円～ 285,000円未満	第1子	37,700	6	226,200	19,400	27	523,800
		第2子	18,850	2	37,700	9,700	1	9,700
		第3子	9,400		0	4,850		0
D12	285,000円～ 343,000円未満	第1子	39,800	17	676,600	20,500	49	1,004,500
		第2子	19,900	7	139,300	10,250	3	30,750
		第3子	9,950		0	5,100		0
D13	343,000円～ 401,000円未満	第1子	42,300	12	507,600	21,200	30	636,000
		第2子	21,150	8	169,200	10,600		0
		第3子	10,550		0	5,300		0
D14	401,000円～ 459,000円未満	第1子	44,000	8	352,000	22,000	22	484,000
		第2子	22,000	6	132,000	11,000	2	22,000
		第3子	11,000		0	5,500		0
D15	459,000円～ 539,000円未満	第1子	46,000	11	506,000	23,200	25	580,000
		第2子	23,000	5	115,000	11,600	2	23,200
		第3子	11,500		0	5,800		0
D16	539,000円～ 619,000円未満	第1子	47,900	5	239,500	24,200	13	314,600
		第2子	23,950	2	47,900	12,100	1	12,100
		第3子	11,950		0	6,050		0
D17	619,000円～ 700,000円未満	第1子	48,200	4	192,800	24,200	15	363,000
		第2子	24,100	1	24,100	12,100		0
		第3子	12,050		0	6,050		0
D18	700,000円以上	第1子	48,400	8	387,200	24,200	44	1,064,800
		第2子	24,200	8	193,600	12,100	1	12,100
		第3子	12,100		0	6,050		0
計		A・B		61	0		175	0
		第1子		386	9,390,500		841	12,149,600
		第2子		208	2,572,200		61	380,050
		第3子		11	50,500		2	7,050
		①		666	12,013,200	②	1079	12,536,700

3歳未満児調定見込額(1ヶ月)	12,013,200	①
3歳以上児調定見込額(1ヶ月)	12,536,700	②
合 計	24,549,900	③=①+②
年間調定見込額	294,598,800	④=③×12ヶ月
年間国基準徴収金見込額	675,911,880	⑤
対国基準比率	43.59%	⑥=④/⑤

保育料徴収基準額表細分化

(平成20年4月1日時点)

階層	定義	児童区分	3歳未満児			3歳以上児		
			保育料	児童数	調定額	保育料	児童数	調定額
A	生活保護世帯		0	5	0	0	23	0
B	市民税非課税世帯		0	65	0	0	173	0
C1	市民税均等割世帯	第1子	3,500		0	2,500	13	32500
		第2子	1,750	3	5250	1,250	1	1250
		第3子	850		0	600		0
C2	5,000円未満	第1子	4,500	2	9000	3,400	6	20400
		第2子	2,250	2	4500	1,700		0
		第3子	1,100		0	850		0
C3	5,000円以上	第1子	5,700	7	39900	4,500	28	126000
		第2子	2,850	7	19950	2,250	1	2250
		第3子	1,400	1	1400	1,100		0
D1	所得税3,000円未満	第1子	8,900	2	17800	6,500	6	39000
		第2子	4,450		0	3,250		0
		第3子	2,200		0	1,600		0
D2	3,000円～26,000円未満	第1子	10,500	24	252000	7,600	58	440800
		第2子	5,250	24	126000	3,800	1	3800
		第3子	2,600	2	5200	1,900		0
D3	26,000円～49,000円未満	第1子	13,200	23	303600	8,900	78	694200
		第2子	6,600	22	145200	4,450	8	35600
		第3子	3,300	3	9900	2,200		0
D4	49,000円～72,000円未満	第1子	15,600	37	577200	10,000	97	970000
		第2子	7,800	28	218400	5,000	5	25000
		第3子	3,900		0	2,500		0
D5	72,000円～99,000円未満	第1子	18,500	59	1091500	11,700	70	819000
		第2子	9,250	23	212750	5,850	4	23400
		第3子	4,600	4	18400	2,900		0
D6	99,000円～126,000円未満	第1子	22,600	28	632800	12,800	57	729600
		第2子	11,300	18	203400	6,400	1	6400
		第3子	5,650		0	3,200		0
D7	126,000円～153,000円未満	第1子	26,000	36	936000	14,400	49	705600
		第2子	13,000	14	182000	7,200	2	14400
		第3子	6,500		0	3,600		0
D8	153,000円～180,000円未満	第1子	29,300	20	586000	15,500	44	682000
		第2子	14,650	12	175800	7,750	7	54250
		第3子	7,300	1	7300	3,850		0
D9	180,000円～215,000円未満	第1子	31,900	22	701800	16,700	57	951900
		第2子	15,950	13	207350	8,350	4	33400
		第3子	7,950		0	4,150		0

階層	定義	児童区分	3歳未満児			3歳以上児		
			保育料	児童数	調定額	保育料	児童数	調定額
D10	215,000円～ 250,000円未満	第1子	35,400	14	495600	17,700	40	708000
		第2子	17,700	5	88500	8,850	7	61950
		第3子	8,850		0	4,400		0
D11	250,000円～ 285,000円未満	第1子	37,700	17	640900	19,400	27	523800
		第2子	18,850	7	131950	9,700	2	19400
		第3子	9,400		0	4,850		0
D12	285,000円～ 343,000円未満	第1子	39,800	21	835800	20,500	45	922500
		第2子	19,900	12	238800	10,250	4	41000
		第3子	9,950		0	5,100		0
D13	343,000円～ 401,000円未満	第1子	42,300	10	423000	21,200	43	911600
		第2子	21,150	8	169200	10,600	6	63600
		第3子	10,550	1	10550	5,300		0
D14	401,000円～ 459,000円未満	第1子	44,000	8	352000	22,000	27	594000
		第2子	22,000	2	44000	11,000	2	22000
		第3子	11,000	1	11000	5,500		0
D15	459,000円～ 539,000円未満	第1子	46,000	8	368000	23,200	21	487200
		第2子	23,000	3	69000	11,600		0
		第3子	11,500		0	5,800		0
D16	539,000円～ 619,000円未満	第1子	47,900	6	287400	24,200	16	387200
		第2子	23,950	1	23950	12,100	1	12100
		第3子	11,950		0	6,050		0
D17	619,000円～ 700,000円未満	第1子	48,200	3	144600	24,200	13	314600
		第2子	24,100	1	24100	12,100		0
		第3子	12,050		0	6,050		0
D18	700,000円以上	第1子	48,400	8	387200	24,200	33	798600
		第2子	24,200	5	121000	12,100	1	12100
		第3子	12,100		0	6,050		0
計		A・B		70	0		196	0
		第1子		355	9082100		828	11858500
		第2子		210	2411100		57	431900
		第3子		13	63750		0	0
		①		648	11556950	②	1081	12290400

3歳未満児調定見込額(1ヶ月)	11,556,950	①
3歳以上児調定見込額(1ヶ月)	12,290,400	②
合 計	23,847,350	③=①+②
年間調定見込額	286,168,200	④=③×12ヶ月
年間国基準徴収金見込額	645,559,920	⑤
対国基準比率	44.33%	⑥=④/⑤

国基準比率(平成19年7月1日時点)

階層	定義	児童 区分	3歳未満児			3歳以上児		
			保育料	児童数	調定額	保育料	児童数	調定額
A	生活保護世帯		0	6	0	0	27	0
B	市民税非課税世帯		0	62	0	0	194	0
C 1	市民税 均等割世帯	第1子	3,500	3	10,500	2,500	8	20,000
		第2子	1,750	2	3,500	1,250	1	1,250
		第3子	850	0	0	600	0	0
C 2	5,000円未満	第1子	4,500	4	18,000	3,400	9	30,600
		第2子	2,250	0	0	1,700	3	5,100
		第3子	1,100	0	0	850	0	0
C 3	5,000円以上	第1子	5,700	14	79,800	4,500	21	94,500
		第2子	2,850	7	19,950	2,250	3	6,750
		第3子	1,400	1	1,400	1,100	2	2,200
D 1	所得税 3,000円未満	第1子	8,900	1	8,900	6,500	4	26,000
		第2子	4,450	0	0	3,250	0	0
		第3子	2,200	0	0	1,600	0	0
D 2	3,000円～ 15,000円未満	第1子	10,500	5	52,500	7,600	19	144,400
		第2子	5,250	7	36,750	3,800	1	3,800
		第3子	2,600	0	0	1,900	0	0
D 3	15,000円～ 30,000円未満	第1子	13,200	8	105,600	8,900	18	160,200
		第2子	6,600	3	19,800	4,450	6	26,700
		第3子	3,300	2	6,600	2,200	0	0
D 4	30,000円～ 60,000円未満	第1子	15,600	24	374,400	10,000	46	460,000
		第2子	7,800	9	70,200	5,000	7	35,000
		第3子	3,900	1	3,900	2,500	0	0
D 5	60,000円～ 90,000円未満	第1子	18,500	21	388,500	11,700	51	596,700
		第2子	9,250	14	129,500	5,850	7	40,950
		第3子	4,600	2	9,200	2,900	0	0
D 6	90,000円～ 120,000円未満	第1子	22,600	25	565,000	12,800	59	755,200
		第2子	11,300	13	146,900	6,400	2	12,800
		第3子	5,650	3	16,950	3,200	0	0
D 7	120,000円～ 150,000円未満	第1子	26,000	38	988,000	14,400	50	720,000
		第2子	13,000	13	169,000	7,200	2	14,400
		第3子	6,500	0	0	3,600	0	0
D 8	150,000円～ 180,000円未満	第1子	29,300	34	996,200	15,500	54	837,000
		第2子	14,650	17	249,050	7,750	4	31,000
		第3子	7,300	2	14,600	3,850	0	0
D 9	180,000円～ 210,000円未満	第1子	31,900	22	701,800	16,700	50	835,000
		第2子	15,950	12	191,400	8,350	3	25,050
		第3子	7,950	1	7,950	4,150	0	0

階層	定義	児童 区分	3歳未満児			3歳以上児		
			保育料	児童数	調定額	保育料	児童数	調定額
D10	210,000円～ 240,000円未満	第1子	35,400	22	778,800	17,700	48	849,600
		第2子	17,700	12	212,400	8,850	6	53,100
		第3子	8,850	2	17,700	4,400	0	0

D11	240,000円～ 270,000円未満	第1子	31,700	25	942,500	19,400	32	620,800
		第2子	18,850	9	169,650	9,700	1	9,700
		第3子	9,400	0	0	4,850	0	0
D12	270,000円～ 300,000円未満	第1子	39,800	20	796,000	20,500	40	820,000
		第2子	19,900	13	258,700	10,250	2	20,500
		第3子	9,950	0	0	5,100	0	0
D13	300,000円～ 350,000円未満	第1子	42,300	30	1,269,000	21,200	52	1,102,400
		第2子	21,150	17	359,550	10,600	2	21,200
		第3子	10,550	3	31,650	5,300	0	0
D14	350,000円～ 400,000円未満	第1子	44,000	14	616,000	22,000	46	1,012,000
		第2子	22,000	12	264,000	11,000	5	55,000
		第3子	11,000	0	0	5,500	0	0
D15	400,000円～ 500,000円未満	第1子	46,000	26	1,196,000	23,200	67	1,554,400
		第2子	23,000	12	276,000	11,600	4	46,400
		第3子	11,500	0	0	5,800	0	0
D16	500,000円～ 600,000円未満	第1子	47,900	15	718,500	24,200	48	1,161,600
		第2子	23,950	4	95,800	12,100	1	12,100
		第3子	11,950	0	0	6,050	0	0
D17	600,000円～ 700,000円未満	第1子	48,200	9	433,800	24,200	27	653,400
		第2子	24,100	8	192,800	12,100	0	0
		第3子	12,050	0	0	6,050	0	0
D18	700,000円以上	第1子	48,400	13	629,200	24,200	55	1,331,000
		第2子	24,200	5	121,000	12,100	3	36,300
		第3子	12,100	0	0	6,050	0	0
計		A・B		68	0		221	0
		第1子		373	11,669,000		804	13,784,800
		第2子		189	2,985,950		63	457,100
		第3子		17	109,950		2	2,200
		①	647	14,764,900	②	1,090	14,244,100	

3歳未満児調定見込額(1ヶ月)	14,764,900	①
3歳以上児調定見込額(1ヶ月)	14,244,100	②
合計	29,009,000	③=①+②
年間調定見込額	348,108,000	④=③×12ヶ月
年間国基準徴収金見込額	645,240,150	⑤
対国基準比率	53.95%	⑥=④/⑤

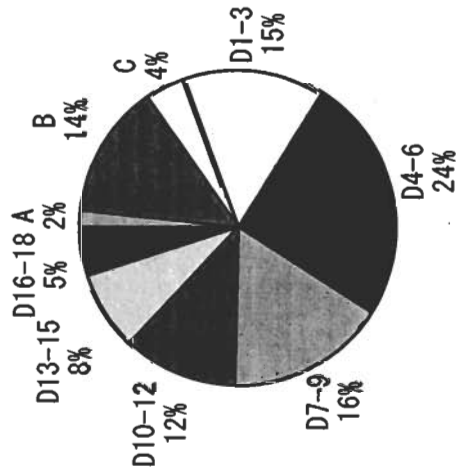
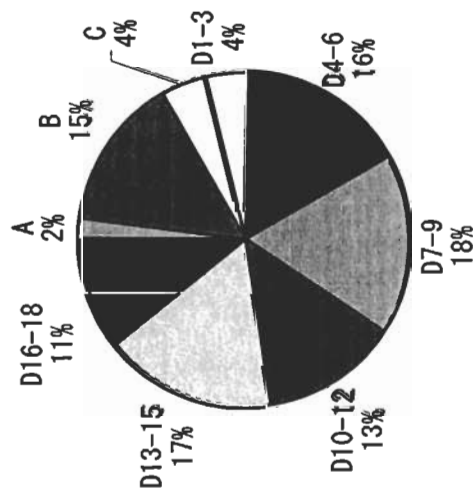
※ ⑤は19年度見込

改訂前後の比較表 (H19. 7とH20. 4)

	見直し前 (H19. 7)			見直し後 (H20. 4)			階層別
	3歳未満	3歳以上	計	3歳未満	3歳以上	計	
A	6	27	33	5	23	28	28
B	62	194	256	65	173	238	238
C	5	9	14	3	14	17	
C	4	12	16	4	6	10	
C	22	26	48	15	29	44	71
D1	1	4	5	2	6	8	
D2	12	20	32	50	59	109	
D3	13	24	37	48	86	134	
D4	34	53	87	65	102	167	
D5	37	58	95	86	74	160	
D6	41	61	102	46	58	104	
D7	51	52	103	50	51	101	
D8	53	58	111	33	51	84	
D9	35	53	88	35	61	96	281
D10	36	54	90	19	47	66	
D11	34	33	67	24	29	53	
D12	33	42	75	33	49	82	201
D13	50	54	104	19	49	68	
D14	26	51	77	11	29	40	
D15	38	71	109	11	21	32	140
D16	19	49	68	7	17	24	
D17	17	27	44	4	13	17	
D18	18	58	76	13	34	47	88
	647	1090	1737	648	1081	1729	

※D2~D5が大幅増

※D13~D18が大幅減



	改訂前	改訂後
A~C	21%	20%
D1~6	20%	39%
D7~12	31%	28%
D13~18	28%	13%

Ⅲ 保育所 9 運営費

算式2 (月途中退所児童の場合)

次の表のその入所児童の属する世帯の階層及びその児童の年齢の区分によって定まる基準額×その月の月途中退所日の前日までの開所日数(25日を超える場合は日)÷25日

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

保育所徴収金基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額 (月額)		
階層区分	定 義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円	
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000円	6,000円
第3階層		市町村民税課税世帯	19,500円	16,500円
第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	64,000円未満	30,000円	27,000円 (保育単価限度)
第5階層		64,000円以上 160,000円未満	44,500円	41,500円 (保育単価限度)
第6階層		160,000円以上 408,000円未満	61,000円	58,000円 (保育単価限度)
第7階層		408,000円以上	80,000円 (保育単価限度)	77,000円 (保育単価限度)

備 考

- この表の第3階層における地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第2項の規定は適用しない。
また、この表の第4階層～第7階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22

(別添1)

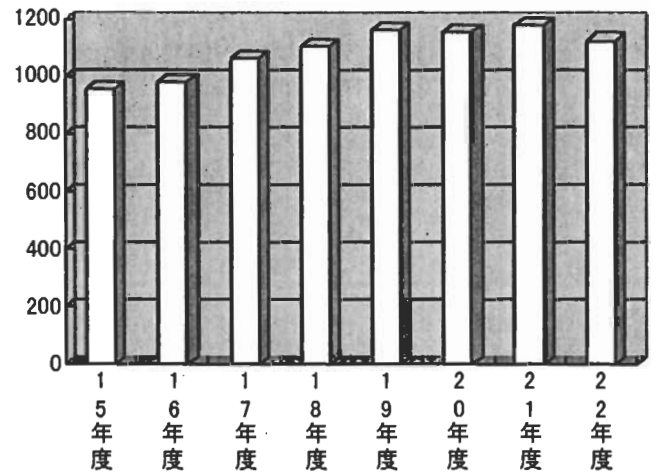
平成19年度保育所運営費国庫負担金における 保育所徴収金基準額表(案)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)		
階層区分	定 義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円	
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000円	6,000円
第3階層		市町村民税課税世帯	19,500円	16,500円
第4階層	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	72,000円未満	30,000円	27,000円 (保育単価限度)
第5階層		72,000円以上 180,000円未満	44,500円	41,500円 (保育単価限度)
第6階層		180,000円以上 459,000円未満	61,000円	58,000円 (保育単価限度)
第7階層		459,000円以上	80,000円 (保育単価限度)	77,000円 (保育単価限度)

児 童 ク ラ ブ 資 料

1. 児童クラブ在籍児童数の推移

年 度	4/1 児童クラブ 在籍児童数(人)
平成15年度	959
平成16年度	981
平成17年度	1,060
平成18年度	1,102
平成19年度	1,162
平成20年度	1,156
平成21年度	1,179
平成22年度	1,123



2. 児童クラブ費(児童クラブ使用料)の経過

①昭和54年12月まで 無料

児童クラブ費は昭和44年秋津学童保育所の開設以来昭和54年まで無料。

②昭和55年1月 月額1,500円(雑入)

昭和54年12月まで児童クラブの運営経費は、市の一般財源と都補助金によりまかなわれてきたが、市全体のバランスに鑑み受益者には一定の負担を願うことで昭和55年1月から受益者負担(市歳入の雑入)として保護者負担が導入された。

③昭和56年4月 月額3,000円(使用料)

雑入から使用料へ算出根拠を変更して改定。

④昭和59年4月 月額4,500円(使用料)

⑤平成13年4月 月額5,500円(使用料)

平成11年当時に使用料見直し、12月議会にて条例改正

平成12年9月まで4,500円、10月から5,000円、平成13年4月からは5,500円。平成11年7月審議会の答申を受けて二ヵ年かけて5,500円になった。

市名	学童 クラブ数	保育時間			保護者負担金 <月額> (公費徴収分)	その他保護者負担
		平常時	学校休業日			
			月曜日～金曜日	月曜日～金曜日		
八王子市	97	下校時～18時30分	8時30分～18時30分		7,000円	なし
立川市	25	下校時～18時	8時30分～18時	8時30分～17時	4,000円	間食費 月額1,500円 (私費)
武蔵野市	12	下校時～18時	8時30分～18時 土曜日休み		5,000円	間食費 月額2,000円 (私費)
三鷹市	22	下校時～18時	8時30分～18時	8時30分～14時	5,000円	間食費 月額1,500円 (私費)
青梅市	28	下校時～18時	8時30分～18時		5,000円	間食費 月額1,500円 (私費)
府中市	40	下校時～18時	8時30分～18時	8時45分～17時	5,000円	間食費 月額1,800円 (私費)
昭島市	15	下校時～17時45分	8時30分～17時45分	8時30分～17時15分	3,500円	間食費 月額1,500円 (私費)
調布市	25	下校時～18時	8時30分～18時		5,000円	間食費 月額1,500円 (私費)
町田市	42	下校時～18時	8時30分～18時		6,000円	間食費 月額1,500円 (私費)
小金井市	9	下校時～18時	9時～18時		3,000～9,000円	なし
小平市	26	下校時～18時	8時30分～18時		5,500円	なし
日野市	25	下校時～17時45分	8時30分～17時45分		5,000円	なし
東村山市	16	下校時～17時45分	9時～17時45分 (実質的に8時30分開始)		5,500円	なし
国分寺市	14	下校時～18時	8時15分～18時	8時30分～18時	1,000～6,000円	なし
国立市	7	下校時～18時	8時30分～18時	8時30分～17時	3,000円	間食費 月額1,800～2,000 円
福生市	10	下校時～18時	8時30分～18時		4,000円	間食費 月額1,000円 (私費)
狛江市	10	下校時～18時15分	8時30分～18時15分	8時30分～17時	4,000円	なし
東大和市	10	下校時～18時	8時30分～18時		4,500円	なし
清瀬市	9	下校時～18時15分	8時30分～17時		5,000円	なし
東久留米市	15	下校時～18時	8時30分～16時 (特例保育18時)	8時30分～16時	5,000円	なし
武蔵村山市	10	下校時～18時	8時30分～18時		6,500円	なし
多摩市	19	下校時～18時	8時～18時		5,000円	なし
稲城市	17	下校時～18時	8時30分～18時		5,000円	間食費 月額1,300～1,800 円
羽村市	9	下校時～18時	8時～18時		4,000円	間食費 月額1,500円 (私費)
あきる野市	11	下校時～18時	8時30分～18時	9時～17時45分	3,000円	間食費 月額1,200円 (私費)
西東京市	29	下校時～18時	8時30分～18時		4,000円	間食費 月額1,000円 (私費)

※「平成21年度東京都各市町学童クラブ実施状況」より抜粋

平成20年度児童クラブ運営費

単位 (円)

歳 入	
児童クラブ費	54,426,500
児童福祉費補助金 (東京都)	52,781,000
合計	107,207,500

歳 出	
給料・共済費等 (職員)	279,455,055
報酬・社保料等 (嘱託職員)	77,325,322
賃金 (臨時職員)	63,769,300
報償費 (講習会講師謝礼)	34,000
需用費	39,823,049
消耗品費	11,563,491
燃料費	467,443
印刷製本費	35,126
光熱水費	4,967,874
修繕費	889,129
賄材料費	21,785,059
医薬材料費	114,927
役務費	3,219,530
通信運搬費	1,071,309
手数料	215,931
保険料	1,932,290
委託料 (空調設備保守点検等)	880,110
使用料及び賃借料	7,912,692
工事請負費 (公共下水接続設備工事費)	1,927,800
備品購入費 (教材備品購入費)	487,725
合計	474,834,583

一般財源 (歳出 - 歳入)	367,627,083
----------------	-------------